

吸収分割に係る事前開示書類（変更）

2023年6月29日

凸版印刷株式会社

TOPPAN デジタル株式会社

2023年6月29日

吸収分割に係る事前開示書類（変更）

（吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項
吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項）

東京都台東区台東一丁目5番1号
凸版印刷株式会社
代表取締役社長 磨 秀晴

東京都台東区台東一丁目5番1号
TOPPAN デジタル株式会社
代表取締役社長 坂井 和則

凸版印刷株式会社（以下「甲」又は「吸収分割会社」といいます。）及びTOPPAN デジタル株式会社（以下「乙」又は「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年4月27日付で吸収分割契約書を締結し、2023年5月8日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示を行いました。2023年5月8日付「吸収分割に係る事前開示書類」（2023年5月12日付変更及び2023年5月25日付変更後のもの）の別紙4の記載事項に追加が生じたので、会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号に基づき、当該別紙4を添付のとおり変更します。なお、変更箇所は下線で表示しております。

以上

別紙 4

吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた
重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に
重要な影響を与える事象の内容

1. TOPPAN エッジ株式会社に対する吸収分割

甲は、持株会社体制への移行に向けて、甲を吸収分割会社、トッパン・フォームズ株式会社（現 TOPPAN エッジ株式会社）を吸収分割承継会社、効力発生日を 2023 年 4 月 1 日として、甲の情報コミュニケーション事業本部セキュア事業部が営む事業に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。

2. TOPPAN 株式会社に対する吸収分割

甲は、2023 年 10 月 1 日（予定）を効力発生日として、甲がその営む一切の事業（但し、グループ経営管理事業（甲が株式又は持分を保有する会社等の事業活動に対する支配又は管理並びにグループ経営戦略としての新事業開発に必要な業務及び甲を上場会社である持株会社として運営するために必要な業務に係る事業を含みます。）並びに甲の DX デザイン事業部が営む事業を除きます。）に関して有する権利義務の一部を、甲の完全子会社かつ分割準備会社として設立した TOPPAN 株式会社（以下、「TOPPAN」）に対して承継させる吸収分割（以下、「TOPPAN 吸収分割」）に係る吸収分割契約（以下「TOPPAN 吸収分割契約」）を 2023 年 4 月 27 日に TOPPAN との間で締結いたしました。TOPPAN 吸収分割は、2023 年 6 月 29 日開催予定の第 177 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）において TOPPAN 吸収分割契約の承認に係る議案及び本定款変更（下記 7 において定義します。）に係る議案が承認可決されること並びに必要な応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件として実施する予定です。

3. 定款変更

甲は、TOPPAN 吸収分割の効力発生日と同日（2023 年 10 月 1 日）付（予定）で、甲の商号を TOPPAN ホールディングス株式会社に商号変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する定款変更（以下「本定款変更」）を行うことを 2023 年 3 月 9 日開催の取締役会で決議しております。本定款変更は、本定時株主総会において本定款変更に係る議案が承認可決されること及び TOPPAN 吸収分割の効力が生ずることを条件として実施される予定です。

4. 自己株式の取得

甲は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の強化及び資本効率の向上を目的として、自己株式の取得を行うものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|---|
| ①取得する株式の種類 | 甲普通株式 |
| ②取得する株式の総数 | 21,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 6.40%） |
| ③株式の取得価額の総額 | 400億円（上限） |
| ④取得期間 | 2023年5月15日から2024年5月14日まで |
| ⑤取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

5. 自己株式の消却

甲は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

消却に係る事項の内容

- | | |
|--------------|--|
| ①消却する株式の種類 | 甲普通株式 |
| ②消却する株式の総数 | 21,000,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 6.01%) |
| ③消却予定日 | 2023年5月24日 |
| ④消却後の発行済株式総数 | 328,706,240株 |

6. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

甲は、2023年6月29日開催の取締役会において、下記のとおり自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| ①処分期日 | 2023年7月28日 |
| ②処分する株式の種類及び数 | 甲普通株式 31,542株 |
| ③処分価額 | 1株につき 3,101円 |
| ④処分総額 | 97,811,742円 |
| ⑤処分先及びその人数並びに処分株式の数 | |
| | 甲の取締役（社外取締役を除く。） 6名 14,707株 |
| | 甲の執行役員 12名 16,835株 |

以上